

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月18日
【会社名】	株式会社ヨロズ
【英訳名】	YOROZU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤和己
【本店の所在の場所】	横浜市港北区樽町三丁目7番60号
【電話番号】	045(543)6800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 財務部長 佐草彰
【最寄りの連絡場所】	横浜市港北区樽町三丁目7番60号
【電話番号】	045(543)6800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 財務部長 佐草彰
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 6,983,480,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,092,540,000円 (注)1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年8月11日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年8月11日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 平成26年8月18日(月)開催の取締役会決議によります。
2. 上記発行数は、平成26年8月18日(月)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集3,000,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集(公募による新株式発行に係る募集と併せて、以下「一般募集」という。)1,000,000株の合計であります。一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 一般募集とは別に、平成26年8月18日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成26年8月26日(火)から平成26年8月28日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	3,000,000株	5,237,610,000	2,618,805,000
	自己株式の処分	1,000,000株	1,745,870,000	
計(総発行株式)		4,000,000株	6,983,480,000	2,618,805,000

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年8月11日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	100株	自 平成26年8月29日(金) 至 平成26年9月1日(月) (注) 3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年9月4日(木) (注) 3.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年8月26日(火)から平成26年8月28日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://yorozu-corp.co.jp/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年8月25日(月)から平成26年8月28日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年8月26日(火)から平成26年8月28日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年8月26日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年8月27日(水) 至 平成26年8月28日(木)」、払込期日は「平成26年9月2日(火)」

発行価格等決定日が平成26年8月27日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年8月28日(木) 至 平成26年8月29日(金)」、払込期日は「平成26年9月3日(水)」

発行価格等決定日が平成26年8月28日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年8月26日(火)の場合、受渡期日は「平成26年9月3日(水)」

発行価格等決定日が平成26年8月27日(水)の場合、受渡期日は「平成26年9月4日(木)」

発行価格等決定日が平成26年8月28日(木)の場合、受渡期日は「平成26年9月5日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 鶴見駅前支店	横浜市鶴見区豊岡町15番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,960,000株	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込 金及び自己株式の処 分に対する払込金と して、払込期日に払 込取扱場所へ発行価 額と同額をそれぞれ 払込むことといたし ます。 3. 引受手数料は支払わ れません。 ただし、一般募集に おける価額(発行価 格)と発行価額との 差額は引受人の手取 金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	400,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	200,000株	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	200,000株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	160,000株	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	80,000株	
計		4,000,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
6,983,480,000	43,000,000	6,940,480,000

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。

2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額(発行価額の総額の合計)は、平成26年8月11日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額6,940,480,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,041,520,000円と合わせた手取概算額合計上限7,982,000,000円について、平成27年3月期中に、7,282,000,000円を在外子会社の設備投資のための投融資資金に、700,000,000円を当社貸与資産の設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、本有価証券届出書提出日(平成26年8月18日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成26年3月31日現在)、以下のとおりとなっております。

当社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金 調達方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
			総額	既支 払額				
(株)ヨロズ栃木 貸与 (栃木県小山市)	日本	3000トン FB制御更新	70		自己資金、 増資資金及 び自己株式 処分資金	平成26 年12月	平成27 年1月	更新による生産 性向上
		新車展開用設備	79			平成26 年6月	平成26 年10月	新車種の立上げ に伴う設備増強
(株)ヨロズ大分 貸与 (大分県中津市)	日本	新車展開用設備	305	4	自己資金、 借入金、増 資資金及び 自己株式処 分資金	平成25 年10月	平成27 年2月	新車種の立上げ に伴う設備増強
(株)ヨロズ愛知 貸与 (愛知県名古屋)	日本	新車展開用設備	329		自己資金、 増資資金及 び自己株式 処分資金	平成26 年6月	平成26 年12月	新車種の立上げ に伴う設備増強

(注1) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 事業所名欄の貸与は、貸与中の当社資産である事を表しております。

在外子会社

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金 調達方法	着手 年月	完了 予定 年月	完成後の 増加能力
			総額	既支 払額				
ヨロズオート モーティブテネ シー社 (米国)	米州	新車展開用設備	2,899		自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成26 年2月	平成26 年9月	新車種の立上げ に伴う設備増強
ヨロズオート モーティブグア ナファト デメ ヒコ社 (墨国)	米州	プレス設備	496		自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成26 年2月	平成26 年12月	新生産拠点の設 備増強
ヨロズオート モーティブアド ブラジル社 (伯国)	米州	工場建屋	2,623	1,985	自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成24 年11月	平成26 年9月	新生産拠点の設 備増強
		プレス他生産設備	1,408	880		平成26 年4月	平成26 年9月	
		新車展開用設備	577		自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成26 年4月	平成27 年2月	新車種の立上げ に伴う設備増強
ヨロズタイラ ンド社 (泰国)	アジア	新車展開用設備	2,553		自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成26 年1月	平成26 年12月	新車種の立上げ に伴う設備増強
ワイ・オグラ オートモーティ ブタイランド社 (泰国)	アジア	プレス設備	426	337	自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成25 年10月	平成26 年12月	新生産拠点の設 備増強
广州萬宝井汽車 部件有限公司 (中国)	アジア	新車展開用設備	1,843	480	自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成25 年11月	平成26 年11月	新車種の立上げ に伴う設備増強
		工場建屋	305		自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成26 年6月	平成26 年12月	生産拠点の設 備増強
武漢萬宝井汽車 部件有限公司 (中国)	アジア	新車展開用設備	1,143	482	自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成25 年7月	平成27 年7月	新車種の立上げ に伴う設備増強
		建物・プレス設備	1,168	177		平成26 年3月	平成27 年3月	プレス生産能力 増強
ヨロズJBMオート モーティブタミ ルナドゥ (印度)	アジア	新車展開用設備	467		自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成26 年4月	平成27 年3月	新車種の立上げ に伴う設備増強
		組立機械他生産設 備	442			平成26 年4月	平成27 年3月	更新による生産 性向上
ヨロズオート モーティブイン ドネシア (尼国)	アジア	プレス他生産設備	686		自己資金及 び当社から の投融資資 金	平成26 年4月	平成27 年3月	新生産拠点の設 備増強

(注1)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注2)当社からの投融資資金につきましては、今回の増資資金及び自己株式処分資金より投融資を行います。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	600,000株	1,092,540,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://yorozu-corp.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成26年8月11日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成26年8月29日(金) 至 平成26年9月1日(月) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所		

(注) 1. 売出価格及び申込期間は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、平成26年9月5日(金)()であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、600,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年8月18日(月)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社に割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成26年9月25日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年9月19日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 600,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成26年9月24日(水) |
| (6) 払込期日 | 平成26年9月25日(木) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、
- 発行価格等決定日が平成26年8月26日(火)の場合、「平成26年8月29日(金)から平成26年9月19日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成26年8月27日(水)の場合、「平成26年8月30日(土)から平成26年9月19日(金)までの間」
 - 発行価格等決定日が平成26年8月28日(木)の場合、「平成26年9月2日(火)から平成26年9月19日(金)までの間」
- となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社志藤ホールディングスは、みずほ証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割及び新株予約権の行使による新株式発行及び平成24年6月13日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://yorozu-corp.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

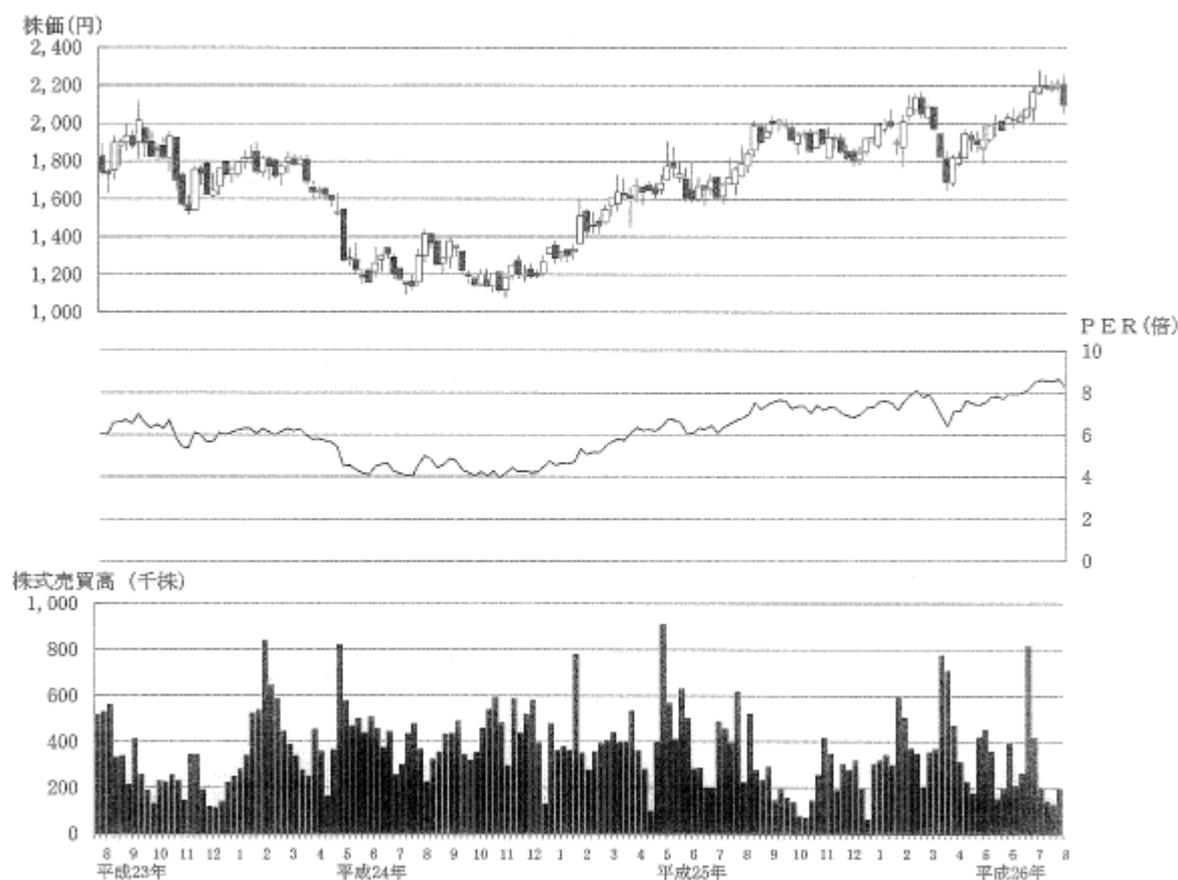
- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家はその行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年8月19日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年8月26日から平成26年8月28日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年8月15日から平成26年8月8日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 . 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 . P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成23年8月15日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成26年8月8日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年2月18日から平成26年8月11日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
野村證券株式会社	平成26年 3月14日	平成26年 3月24日	変更報告書 (注)1.	23,452	0.11
NOMURA INTERNATIONAL PLC				56,632	0.26
野村アセットマネジメント株式会社				1,442,600	6.72
野村證券株式会社	平成26年 3月31日	平成26年 4月7日	変更報告書 (注)1.	24,124	0.11
NOMURA INTERNATIONAL PLC				81,132	0.38
野村アセットマネジメント株式会社				1,079,200	5.03
株式会社みずほ銀行	平成26年 5月15日	平成26年 5月22日	変更報告書 (注)2.	842,668	3.93
みずほ証券株式会社				54,500	0.25
みずほ信託銀行株式会社				231,500	1.08
フィデリティ投信株式会社	平成26年 5月30日	平成26年 6月6日	大量保有報告書	1,100,000	5.13
野村證券株式会社	平成26年 6月13日	平成26年 6月20日	変更報告書 (注)1.	15,900	0.07
NOMURA INTERNATIONAL PLC				130,756	0.61
野村アセットマネジメント株式会社				1,258,900	5.87
株式会社みずほ銀行	平成26年 7月15日	平成26年 7月23日	変更報告書 (注)2.	842,668	3.93
みずほ証券株式会社				80,200	0.37
みずほ信託銀行株式会社				434,900	2.03
野村證券株式会社	平成26年 7月15日	平成26年 7月23日	変更報告書 (注)1.	23,600	0.11
NOMURA INTERNATIONAL PLC				237,956	1.11
野村アセットマネジメント株式会社				1,367,900	6.38

(注) 1. 野村證券株式会社、NOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社は共同保有者とされており、

2. 株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社は共同保有者とされており、

3. 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されており、

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月20日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月8日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年8月18日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年8月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

1. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動

当連結会計年度末の自己株式の残高は1,134百万円(1,300千株)であり、発行済株式総数の6.1%所有しており、現在、資本政策をもとに自己株式の活用・処分について引き続き検討中であります。

当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は平成24年3月期61.1%、平成25年3月期67.3%、平成26年3月期73.7%となっており、連結決算上、為替変動が大きな影響を及ぼします。

当社グループの主力製品である自動車部品の原材料(自動車用鋼板)は、国際市況に大きく影響され、2004年以降急激に上昇した当該市況は高止まり傾向にあります。

2. 特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度について

当社グループは、自動車部品等の製造、販売を主な事業内容としており、取引の継続性については他の業界に比べ安定しております。しかし、当社グループの業績は得意先である自動車メーカーの販売動向の影響を受けることがあります。

3. 製造者責任について

当社グループは、品質保証体系に基づく全社活動により製品の品質保証と管理を行っております。しかし、当社製品の納入先であります自動車メーカーが市場より受けるクレームやリコール等に伴い、当社もその一部について製造者責任を問われる可能性があります。

4. 国際情勢の変動影響について

当社グループは、前述の通り海外売上高比率が73.7%と高い水準にあります。今後もグローバル展開を進めてまいりますので、海外売上高比率は更に高まっていくものと予想しております。そのため、海外における法規または税制の変更、経済情勢の急変、あるいはテロ、戦争、その他の要因による社会的混乱等により、事業の遂行に問題が生じる可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヨロズ本社

(横浜市港北区樽町三丁目7番60号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。